

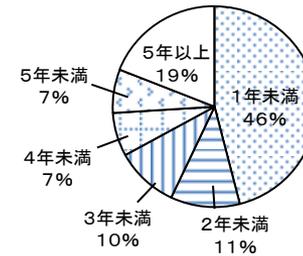
1 本市単独手当等

手当等	制度創設	目的	支給対象	所得制限	支給額	支給児童数(H25)
児童福祉手当	昭和46年	児童の健全育成及び福祉の増進を図る。	離婚、未婚等によるひとり親家庭の義務教育終了前までの児童の養育者等	市民税所得割が非課税であること	児童一人あたり S46～ 月2,000円 S53～ 月2,500円 S54～ 月3,000円	3,906人
遺児手当	昭和44年	児童の健全育成及び福祉の増進を図る。	死別によるひとり親家庭の義務教育終了前までの児童の養育者等	市民税所得割が非課税であること	児童一人あたり S44～ 月2,000円 S50～ 月3,000円	215人
母子家庭等児童入学祝金	昭和50年	児童の成長を祝福し、もって母子家庭等の福祉の増進を図る。	遺児手当又は児童福祉手当受給者で、児童が小学校又は中学校に入学する者	市民税所得割が非課税であること	入学児童一人あたり S50～ 10,000円 S54～ 15,000円	639人
母子家庭等援護費	昭和51年	経済的自立を助長するとともに母子家庭等の生活の安定と向上に資する。	遺児手当又は児童福祉手当受給者で、12月1日時点で3か月以上本市居住の者	市民税所得割が非課税であること	年1回 S50～ 10,000円 S53～ 12,000円 S56～ 15,000円	2,846世帯

2 本市児童福祉手当の支給期間

- ひとり親となった後、児童福祉手当の受給を開始した者の内、67%は、3年後に市民税所得割課税となり、手当支給が停止している。(81%は、5年後までに支給停止)
- 5年以上受給がある者(右のグラフの“5年以上19%”)のうち、約半数は生活保護受給者と見込まれる。

受給者の市民税所得割課税による支給停止までの期間

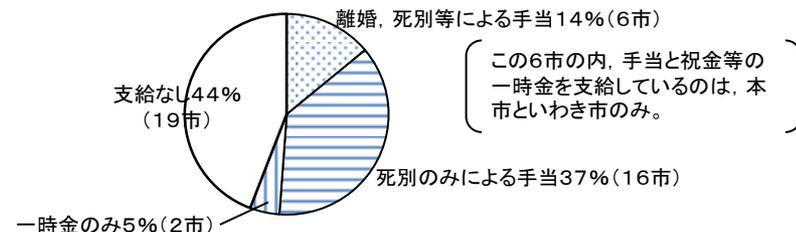


出典 平成23年8月子ども家庭課調べ

3 他市の市単独手当等の支給

- 県内他市は、支給なし。
- 中核市では、約半数で手当等の支給あり。その内、離婚によるひとり親家庭も支給対象としているのは、約3割。

中核市における市単独手当等の支給



出典 平成26年8月子ども家庭課調べ